

# 全国児童委員活動強化推進方策 「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言 児童委員（主任児童委員）版

全国児童委員活動強化推進方策は、「第2次アクションプラン」の一層の推進をねらいとして、これからの児童委員（主任児童委員）活動の方向性を確認し、さらなる活動強化に向けて宣言するものです。今後も、「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言および活動強化方策の内容にもとづいた児童委員活動の推進を図るために、全国児童委員活動強化推進方策の趣旨や推進体制等を継続し（註1）、以下の重点課題への取り組みを特に強化していくものです。

## 1. 重点課題

### （1）地域から孤立した子育て・孤独な子育てをなくす取り組みの推進

（趣旨）

子育て中の親にとって、身近に気軽に相談できる人がいることが大切です。児童委員（主任児童委員）が身近な相談者となることはもちろん、相談者を地域につくり出していくことも重要な活動です。これまで「第2次アクションプラン」により進めてきたように、親子と知り合う機会を、地域のなかに多様で柔軟な形で作りだしていくことは、親子に地域での居場所を提供し、児童委員や活動の参加者、親子どうしが身近な相談者となる可能性を広げます。

これまでの取り組みが、孤立している親子にも届いているだろうかという視点で見直してみることも、新たな活動の発展となるでしょう。市町村の実施する「赤ちゃん訪問事業」（註2）等に積極的に協力するなど、一人でも多くの子どもと親に身近な存在となるための活動展開が求められています。

### （2）課題を抱える親子を発見し、必要な支援につなぐ取り組みの推進

（趣旨）

育児不安、児童虐待、不登校、非行といった課題を抱える親子を地域で支援していくために、同じ地域住民である児童委員（主任児童委員）には、その発見と支援へつなぐ役割が期待されています。そして、同じ地域に住む住民として、課題を抱える親子を見守り、時には相談にのり、支援することも求められています。

これまでの子育て支援活動を通して、地域の子ども・子育てに関する個別の課題が把握されることもあるでしょう。また、課題を抱える親子は、近隣住民とあまり交流がない場合や、地域の中で孤立している場合も少なくありません。そのため児童委員（主任児童委員）自らがこうした親子を発見するのではなく、関係機関や地域住民を通してその存在を知ることが多いでしょう。こうしたことから、児童委員（主任児童委員）が地域の関係機関や住民から相談される身近な存在になることが必要です。このためにも、日頃の子育て支援活動の実施にあたっては、住民にわかりやすく、地域の他機関とのつながりのなかで行われることが一層重要であるといえます。

### (3) 児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進

(趣旨)

児童虐待や犯罪被害等が子どもの成長・発達に与える影響は大きく、虐待の予防とともに、早期発見・早期対応が緊急の課題です。

児童虐待や犯罪被害等への対応は、専門性を必要とする一方、地域に潜在しがちな問題であることから、行政や専門機関等のみならず、住民である児童委員（主任児童委員）の果たす役割は大きく、いかに専門機関等に迅速・適切につながることができるかが重要です。

このためにも、民児協として、地域の他機関等との日頃の活動を通じた協働・連携の積極的な推進と、市町村の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への参画が今後一層重要となっています。これまでの活動を、親子が安心して安全に暮らせるまちづくりに発展させていく視点を持つことが求められています。

## 2. 取り組み期間

平成 22 年 12 月～平成 25 年 11 月

※なお、本推進方策については概ね 3 年ごとに振り返り、見直すこととします。

平成 22 年 9 月改定 全国民生委員児童委員連合会

.....  
註 1：重点課題を実施するにあたり、全国児童委員活動強化推進方策「第 2 次アクションプラン」の目的、推進体制および前方策を継承することとする。

註 2：民児協では先駆的に実施されてきた事業で、保健センター等との連携により、新生児家庭を訪問し、育児支援に関する情報提供や相談等を行うもの。平成 19 年度から制度化され、児童福祉法の改正（平成 21 年 4 月施行）により「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」として法律上位置づけられた。平成 21 年 7 月 1 日現在、84.1%の市区町村で実施されている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調）。